

川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例新旧対照表（改正条例第2条関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市福祉のまちづくり条例 平成9年7月1日条例第36号</p>	<p>○川崎市福祉のまちづくり条例 平成9年7月1日条例第36号</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条～第6条）</p>	<p>第1章 総則（第1条～第6条）</p>
<p>第2章 福祉のまちづくりの基本方針等（第7条～第9条）</p>	<p>第2章 福祉のまちづくりの基本方針等（第7条～第9条）</p>
<p>第3章 施設の整備</p>	<p>第3章 施設の整備</p>
<p>第1節 公共的施設の整備（第10条～第14条）</p>	<p>第1節 公共的施設の整備（第10条～第14条）</p>
<p>第2節 指定施設の整備（第15条～<u>第21条</u>）</p>	<p>第2節 指定施設の整備（第15条～<u>第22条</u>）</p>
<p>第3節 公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備（<u>第22条</u>～<u>第24条</u>）</p>	<p>第3節 公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備（<u>第23条</u>～<u>第25条</u>）</p>
<p>第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項（<u>第25条</u>～第35条）</p>	<p>第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項（<u>第26条</u>～第35条）</p>
<p>第5章 雑則（第36条）</p>	<p>第5章 雑則（第36条）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第3章 施設の整備</p>	<p>第3章 施設の整備</p>
<p>第1節 公共的施設の整備</p>	<p>第1節 公共的施設の整備</p>
<p>（整備基準）</p>	<p>（整備基準）</p>
<p>第10条 市長は、公共的施設の構造及び設備等の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。</p>	<p>第10条 市長は、公共的施設の構造及び設備等の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。</p>
<p>2 整備基準は、次に掲げる事項について、公共的施設の種類の区分に応じて規則で定める。</p>	<p>2 整備基準は、次に掲げる事項について、公共的施設の種類の区分に応じて規則で定める。</p>
<p><u>（1）移動等円滑化経路（令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。）に関する事項</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>（2）敷地内の通路に関する事項</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>（3）出入口に関する事項</u></p>	<p><u>（1）出入口に関する事項</u></p>
<p><u>（4）廊下及び階段に関する事項</u></p>	<p><u>（2）廊下及び階段に関する事項</u></p>
<p><u>（5）エレベーターに関する事項</u></p>	<p><u>（3）エレベーターに関する事項</u></p>
<p><u>（6）便所に関する事項</u></p>	<p><u>（4）便所に関する事項</u></p>
<p><u>（7）駐車場に関する事項</u></p>	<p><u>（5）駐車場に関する事項</u></p>
<p><u>（8）標識、案内設備及び案内設備までの経路に関する事項</u></p>	<p><u>（6）案内標示及び視覚障害者誘導施設に関する事項</u></p>
<p><u>（9）歩道及び公園の園路に関する事項</u></p>	<p><u>（7）歩道及び公園の園路に関する事項</u></p>
<p><u>（10）前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の利用に配慮すべき事項</u></p>	<p><u>（8）前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の利用に配慮すべき事項</u></p>
<p>第2節 指定施設の整備</p>	<p>第2節 指定施設の整備</p>
<p>（事前協議）</p>	<p>（事前協議）</p>
<p>第15条 公共的施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「指定施設」という。）の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。これを変更しようとする場合（規則で定める軽微な変更の場合を除く。）も、同様とする。</p>	<p>第15条 公共的施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「指定施設」という。）の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。これを変更しようとする場合（規則で定める軽微な変更の場合を除く。）も、同様とする。</p>
<p>（指導又は助言）</p>	<p>（指導又は助言）</p>
<p>第16条 市長は、前条の規定による協議があった場合において、当該協議に係る指定施設の新築等の計画が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。</p>	<p>第16条 市長は、前条の規定による協議があった場合において、当該協議に係る指定施設の新築等の計画が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。</p>
<p>（工事完了の届出、完了検査等）</p>	<p>（工事完了の届出、完了検査等）</p>
<p>第17条 第15条の規定による協議をした者は、当該協議に係る指定施設の新築等の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出て、当該指定施設の構造及び設備等に関し市長の検査を受けなければならない。</p>	<p>第17条 第15条の規定による協議をした者は、当該協議に係る指定施設の新築等の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出て、当該指定施設の構造及び設備等に関し市長の検査を受けなければならない。</p>
<p>2 市長は、前項の規定による届出をしない者に対し、当該届出をするよう指導を行うことができる。</p>	<p>2 市長は、前項の規定による届出をしない者に対し、当該届出をするよう指導を行うことができる。</p>
<p>3 市長は、第1項の規定による検査を行った場合において、第15条の規定により行われた協議の内容と異なると認めるときは、工事完了の届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。</p>	<p>3 市長は、第1項の規定による検査を行った場合において、第15条の規定により行われた協議の内容と異なると認めるときは、工事完了の届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。</p>
<p>（勧告）</p>	<p>（勧告）</p>
<p>第18条 市長は、第15条の規定による協議を行わずに工事に着手した者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。</p>	<p>第18条 市長は、第15条の規定による協議を行わずに工事に着手した者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。</p>
<p>2 市長は、前条第2項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。</p>	<p>2 市長は、前条第2項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。</p>
<p>3 市長は、第15条の規定による協議をした者が、当該協議の内容と異なった工事を行った場合で前条第3項に規定する指導又は助言に正当な理由なく従わないときは、当該指導又は助言に従うよう勧告することができる。</p>	<p>3 市長は、第15条の規定による協議をした者が、当該協議の内容と異なった工事を行った場合で前条第3項に規定する指導又は助言に正当な理由なく従わないときは、当該指導又は助言に従うよう勧告することができる。</p>

改正後	改正前
<p>(公表)</p> <p>第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に応じないときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。</p> <p>(適合状況の報告等)</p> <p>第20条 市長は、必要があると認めるときは、既存施設のうち指定施設であるもの(以下「既存指定施設」という。)を設置し、又は管理する者に対し、当該既存指定施設が整備基準に適合しているかどうかの報告を求めることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る既存指定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該報告をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。</p> <p>(立入調査)</p> <p>第21条 市長は、第16条から第18条まで、第19条第1項及び前条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設に立ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させること(以下「立入調査」という。)ができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>(公表)</p> <p>第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に応じないときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。</p> <p>(適合状況の報告等)</p> <p>第20条 市長は、必要があると認めるときは、既存施設のうち指定施設であるもの(以下「既存指定施設」という。)を設置し、又は管理する者に対し、当該既存指定施設が整備基準に適合しているかどうかの報告を求めることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る既存指定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該報告をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。</p> <p>(立入調査)</p> <p>第21条 市長は、第16条から第18条まで、第19条第1項及び前条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設に立ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させること(以下「立入調査」という。)ができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第22条 この節の規定は、国、地方公共団体その他規則で定める者(以下「国等」という。)に対しては、適用しない。ただし、国等が、指定施設の新築をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に通知しなければならない。</u></p>
<p>第3節 公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備 (公共車両等の整備)</p>	<p>第3節 公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備 (公共車両等の整備)</p>
<p><u>第22条</u> 鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供するもの(以下「公共車両等」という。)を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。</p> <p>(公共的工作物の整備)</p>	<p><u>第23条</u> 鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供するもの(以下「公共車両等」という。)を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。</p> <p>(公共的工作物の整備)</p>
<p><u>第23条</u> 公衆電話ボックスその他の不特定かつ多数の者の利用に供する工作物(以下「公共的工作物」という。)を設置し、又は管理する者は、当該公共的工作物について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。</p> <p>(住宅の整備)</p>	<p><u>第24条</u> 公衆電話ボックスその他の不特定かつ多数の者の利用に供する工作物(以下「公共的工作物」という。)を設置し、又は管理する者は、当該公共的工作物について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。</p> <p>(住宅の整備)</p>
<p><u>第24条</u> 住宅を供給する事業者は、当該供給する住宅について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、その所有する住宅について、居住する者が将来にわたって安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。</p>	<p><u>第25条</u> 住宅を供給する事業者は、当該供給する住宅について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、その所有する住宅について、居住する者が将来にわたって安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。</p>
<p>第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項 (特別特定建築物に追加する特定建築物)</p>	<p>第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項 (特別特定建築物に追加する特定建築物)</p>
<p><u>第25条</u> 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの(建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第5項若しくは第6項の許可を受けた建築物(次条において「応急仮設建築物等」という。)を除く。)とする。</p> <p>(1) 学校(令第5条第1号に規定するものを除く。)</p> <p>(2) 共同住宅</p> <p>(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(令第5条第9号に規定するものを除く。)</p> <p>(4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場(令第5条第11号に規定するものを除く。)</p> <p>(特別特定建築物等の新築の規模)</p>	<p><u>第26条</u> 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの(建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第5項若しくは第6項の許可を受けた建築物(次条において「応急仮設建築物等」という。)を除く。)とする。</p> <p>(1) 学校(令第5条第1号に規定するものを除く。)</p> <p>(2) 共同住宅</p> <p>(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(令第5条第9号に規定するものを除く。)</p> <p>(4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場(令第5条第11号に規定するものを除く。)</p> <p>(特別特定建築物等の新築の規模)</p>
<p><u>第26条</u> 法第14条第3項の条例で定める建築の規模は、新築の場合において、別表の左欄に掲げる特別特定建築物等(特別特定建築物及び前条各号に掲げる特定建築物をいう。以下同じ。)(応急仮設建築物等を除く。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)</p>	<p><u>第27条</u> 法第14条第3項の条例で定める建築の規模は、新築の場合において、別表の左欄に掲げる特別特定建築物等(特別特定建築物及び前条各号に掲げる特定建築物をいう。以下同じ。)(応急仮設建築物等を除く。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)</p>

改正後	改正前
<p><b>第27条</b> 法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項（<u>次項に規定する条例対象小規模特別特定建築物（令第10条第2項に規定する条例対象小規模特別特定建築物をいう。以下同じ。）に係るものを除く。</u>）は、次条から<b>第32条</b>までに定めるところによる。</p>	<p><b>第28条</b> 法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第33条までに定めるところによる。</p>
<p><b>2 条例対象小規模特別特定建築物について法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第30条まで、第32条及び第33条に定めるところによる。</b></p> <p>（階段）</p>	<p><b>(新設)</b></p> <p>（階段）</p>
<p><b>第28条</b> 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 踊場に手すりを設けること。</p> <p>(2) 主たる階段は、回り階段でないこと。</p> <p>(3) 主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、130センチメートル以上とすること。</p>	<p><b>第29条</b> 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 踊場に手すりを設けること。</p> <p>(2) 主たる階段は、回り階段でないこと。</p> <p>(3) 主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、130センチメートル以上とすること。</p>
<p>2 前第3号の規定は、当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第18条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない。</p> <p>（便所）</p>	<p>2 前項第3号の規定は、当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第18条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない。</p> <p>（便所）</p>
<p><b>第29条</b> 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>（移動等円滑化経路）</p>	<p><b>第30条</b> 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>（移動等円滑化経路）</p>
<p><b>第30条</b> 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する令第6条第2号に規定する廊下等（以下「廊下等」という。）の幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わるものに限る。）の幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては、140センチメートル以上とすること。</p> <p>2 前項第2号及び第3号の規定は、共同住宅を建築する場合には、適用しない。</p> <p>（増築等に関する適用範囲）</p>	<p><b>第31条</b> <u>令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路（以下「移動等円滑化経路」という。）</u>は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する令第6条第2号に規定する廊下等（以下「廊下等」という。）の幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わるものに限る。）の幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては、140センチメートル以上とすること。</p> <p>2 前項第2号及び第3号の規定は、共同住宅を建築する場合には、適用しない。</p> <p>（増築等に関する適用範囲）</p>
<p><b>第31条</b> 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物等にするを含む。以下この条において「増築等」という。）をする場合には、前3条の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。</p> <p>(1) 当該増築等に係る部分</p> <p>(2) 令第18条第1項第1号に規定する道等（以下この条及び<b>第33条</b>において「道等」という。）から前号に掲げる部分にある同項第1号に規定する利用居室（以下この条において「利用居室」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所</p> <p>(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路</p> <p>(5) 令第17条第1項に規定する車椅子使用者用駐車施設（令第22条第5号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベ</p>	<p><b>第32条</b> 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物等にするを含む。以下この条において「増築等」という。）をする場合には、前3条の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。</p> <p>(1) 当該増築等に係る部分</p> <p>(2) 令第18条第1項第1号に規定する道等（以下この条において「道等」という。）から前号に掲げる部分にある同項第1号に規定する利用居室（以下この条において「利用居室」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所</p> <p>(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路</p> <p>(5) 令第17条第1項に規定する車椅子使用者用駐車施設（令第22条第5号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベ</p>

改正後	改正前																																																
<p>ター及び敷地内の通路 (公立小学校等及び特定建築物に関する読替え)</p> <p><b>第32条</b> 令第5条第1号に規定する公立小学校等及び<b>第25条</b>の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する<b>第28条第1項、第29条</b>及び前条の規定(条例対象小規模特別特定建築物にあつては、同条の規定を除く。)の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p> <p>(建築物移動等円滑化基準に関する規定の準用)</p> <p><b>第33条</b> 条例対象小規模特別特定建築物の廊下等については令第11条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の階段については令第12条(第6号を除く。)の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の傾斜路については令第13条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の便所については令第14条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の敷地内の通路については令第16条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の駐車場については令第17条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については令第18条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の令第20条第1項及び第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所については同条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の道等から同条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所までの経路については令第21条の規定を準用する。この場合において、令第18条第1項中「次に」とあるのは「第2号又は第3号に」と読み替えるものとし、条例対象小規模特別特定建築物のうち令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第25条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物については、令第11条から第14条まで、第16条、第17条第1項及び第18条第1項中「不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替えるものとする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第34条 <b>第25条</b>から前条までの規定は、市長がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等が特別特定建築物等を円滑に利用できると認めて許可した場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認めて許可した場合においては、適用しない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第35条 前条の規定に基づく許可の申請に対する審査を行う場合は、1件につき、27,000円の手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料は、申請の際、申請者から徴収する。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 官公署からの申請によるとき。</p> <p>(2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。</p> <p>4 既納の手数料は、還付しない。</p> <p>第5章 雑則 (委任)</p> <p>第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表 (<b>第26条</b>関係)</p>	<p>ター及び敷地内の通路 (公立小学校等及び特定建築物に関する読替え)</p> <p><b>第33条</b> 令第5条第1号に規定する公立小学校等及び<b>第26条</b>の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する<b>第29条第1項、第30条</b>及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第34条 <b>第26条</b>から前条までの規定は、市長がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等が特別特定建築物等を円滑に利用できると認めて許可した場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認めて許可した場合においては、適用しない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第35条 前条の規定に基づく許可の申請に対する審査を行う場合は、1件につき、27,000円の手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料は、申請の際、申請者から徴収する。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 官公署からの申請によるとき。</p> <p>(2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。</p> <p>4 既納の手数料は、還付しない。</p> <p>第5章 雑則 (委任)</p> <p>第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表 (<b>第27条</b>関係)</p>																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別特定建築物等</th> <th>建築の規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校</td> <td>床面積の合計</td> </tr> <tr> <td>病院又は診療所(患者の入院施設があるものに限る。)</td> <td>2,000平方メートル未満</td> </tr> <tr> <td>保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>博物館、美術館又は図書館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>診療所(患者の入院施設がないものに限る。)</td> <td>床面積の合計</td> </tr> <tr> <td>集会場又は公会堂</td> <td>500平方メートル以上</td> </tr> <tr> <td>百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</td> <td>ル以上</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	特別特定建築物等	建築の規模	学校	床面積の合計	病院又は診療所(患者の入院施設があるものに限る。)	2,000平方メートル未満	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署		老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		博物館、美術館又は図書館		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		診療所(患者の入院施設がないものに限る。)	床面積の合計	集会場又は公会堂	500平方メートル以上	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	ル以上	公衆浴場		<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別特定建築物等</th> <th>建築の規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校</td> <td>床面積の合計</td> </tr> <tr> <td>病院又は診療所(患者の入院施設があるものに限る。)</td> <td>2,000平方メートル未満</td> </tr> <tr> <td>保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>博物館、美術館又は図書館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>診療所(患者の入院施設がないものに限る。)</td> <td>床面積の合計</td> </tr> <tr> <td>集会場又は公会堂</td> <td>500平方メートル以上</td> </tr> <tr> <td>百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</td> <td>ル以上</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	特別特定建築物等	建築の規模	学校	床面積の合計	病院又は診療所(患者の入院施設があるものに限る。)	2,000平方メートル未満	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署		老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		博物館、美術館又は図書館		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		診療所(患者の入院施設がないものに限る。)	床面積の合計	集会場又は公会堂	500平方メートル以上	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	ル以上	公衆浴場	
特別特定建築物等	建築の規模																																																
学校	床面積の合計																																																
病院又は診療所(患者の入院施設があるものに限る。)	2,000平方メートル未満																																																
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署																																																	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの																																																	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの																																																	
博物館、美術館又は図書館																																																	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの																																																	
診療所(患者の入院施設がないものに限る。)	床面積の合計																																																
集会場又は公会堂	500平方メートル以上																																																
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	ル以上																																																
公衆浴場																																																	
特別特定建築物等	建築の規模																																																
学校	床面積の合計																																																
病院又は診療所(患者の入院施設があるものに限る。)	2,000平方メートル未満																																																
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署																																																	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの																																																	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの																																																	
博物館、美術館又は図書館																																																	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの																																																	
診療所(患者の入院施設がないものに限る。)	床面積の合計																																																
集会場又は公会堂	500平方メートル以上																																																
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	ル以上																																																
公衆浴場																																																	

改正後		改正前	
飲食店		飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計
展示場	1,000平方メートル以上	展示場	1,000平方メートル以上
ホテル又は旅館		ホテル又は旅館	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場		体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	